

# 令和7年第11回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和7年11月26日(水)  
午後3時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

## 1 開会宣言

## 2 委員就任あいさつ

## 3 会議録署名委員の指名

## 4 教育長諸報告

- (1) 令和8年度揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針について
- (2) 新宮地域小中一貫校について
- (3) 不登校・いじめについて
- (4) 令和6年度たつの市児童生徒のいじめ・不登校の状況について

## 5 議事

- 議案第34号 たつの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について
- 議案第35号 令和7年度たつの市一般会計補正予算(第5号)の意見の申出について

## 6 自由討議

- 7 次回教育委員会開催予定日 令和7年12月24日(水) 午後2時～  
" 開催場所 (新館3階 301、302会議室)
- 次々回教育委員会開催予定日 令和8年 1月 日( ) 午後 時 分～  
" 開催場所 ( )

## 8 閉会宣言

令和7年第11回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和7年11月26日（水）

午後3時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和7年第11回たつの市教育委員会定例会を開会します。

最初に、大西委員の就任についてご報告いたします。大西委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、11月18日付けで本市の教育委員として山本市長から辞令交付されましたのでご報告いたします。任期につきましては、令和11年11月17日までの4年間となります。それでは、大西委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

委員

< 就任あいさつ >

教育長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

< 会議録署名委員の指名 >

なお、秦委員から体調不良により本日欠席する旨の連絡を受けていますが、会議については成立することをご報告します。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(3)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事の議案第34号「たつの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について」及び議案第35号「令和7年度たつの市一般会計補正予算（第5号）の意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、非公開にすることが適切であると思われま。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。(1)令和8年度揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針について、事務局報告願います。

事務局

令和8年度揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針について、揖龍教育委員会連絡協議会から報告します。基本方針として、兵庫県教育委員会の公立学校教職員人事異動方針に基づき、揖龍地域

の実態に応じた教育の伸展を図るため、公正かつ適切な人事異動を行うものです。具体的な方針として、(1) 異動の対象者は、原則として現任校に3年以上在勤した者とする。ただし、次に該当する者は、原則として留任させないこととする。①同一校において7年以上9年間継続して勤務した者 ②新任以来、同一校で5年間勤務した者、ただし、妥当な理由により延長する場合は1年間を限度とする。 ③同一地区内で18年間勤務した者 (2) 校長の意見具申を尊重する。(3) 校長会等の正当な要望を尊重する。(4) 職員構成の適正化及び職員の資質向上、組織の柔軟性の維持を図るために、人事異動を推進する。(5) 異動の対象としない者については、県教育委員会の方針に準ずる。(6) 第三者の人事介入は排除する。(7) 公正妥当な異動を行うとともに、人事機密を厳守する。以上のことについて、12月の校長会等で周知し、令和8年度の人事配置を進めます。以上です。

教育長

ここ数年、教職員の人事についてはこのような形をとっているところでは。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、次に(2)新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局

資料はありませんが、1点報告いたします。先月の定例会において、小中一貫校の校章を募集していることをお伝えしました。最終的に180点の応募があり、今後開校準備委員会において選定に入ることとしています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、次に(4)令和6年度たつの市児童生徒のいじめ・不登校の状況について、事務局報告願います。

事務局

文部科学省が毎年実施している、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表されたことに伴い、全国・県とたつの市の状況を比較した結果等について報告するものです。まず、いじめについてです。認知件数の状況についてですが、100人あたり小学校ではたつの市2.9件、兵庫県10.9件、全国10.3件となっており、中学校ではたつの市7.4件、兵庫県5.5件、全国4.5件となっています。小学校では全国・県よりも低く、中学校では全国・県よりも高い状況です。各学校には、学校生活の中でのいじめのサインを見逃さないよう積極的に認知し、対応するよう求めているところです。次に、いじめの発見のきっかけですが、学校の教職員等が発見した内訳としては、「担任」「担任以外の職員」が大半を占めています。学校の教職員等による発見以外からの情報により発見した内訳については、「本人からの訴え」「保護者からの訴え」が大半を占めています。その他学校で定期的に行っているアンケート結果による発見もあります。本市においては、1人の児童生徒に対して、担任、または複数の教職員が関わることで、問題行動やいじめについて比較的認知しやすい環境にあります。次に、いじめの態様につ

いてですが、小中学校に共通して、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」など、SNSに関連したいじめも確認されています。次に、学校におけるいじめの日常的な実態把握についてです。本市では、全ての学校で定期的なアンケートを実施し、それをもとに個別面談を行っています。また、生活ノートや学校・学級活動を通して、日頃から児童生徒と教職員が好ましい人間関係を築くよう心がけているとともに、いじめ対応マニュアルやいじめ対応チェックリストを活用し、いじめを許さない気持ちを育み、友達や自分自身を大切にすることを養う取組を行っています。最後に、今後の対応についてですが、(1)未然防止・早期発見・早期対応を心掛けます。全ての教職員が、いじめは、どこにでも、誰にも起こり得るという認識を持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを生まない土壌づくりを推進します。また、(2) SNSに関連したいじめへの対応として、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めるとともに、市が契約するネットパトロールを活用し、情報提供に関して素早く対応し、未然防止に努めます。いじめについては以上です。

教育長

いじめの状況や対応について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

いじめの態様の部分で、割合の高い項目が挙げられていましたが、月例のいじめの報告の項目名とは少し異なっているように思います。何か意図があるのでしょうか。

事務局

調査での「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と、月例報告の「冷やかしゃからかい、悪口等」は同じ意味合いの項目になります。月例の項目は、少し省略した形になっています。

教育長

小学校は県や国に比べてかなり低い状況、逆に中学校は国や県よりも高い状況となっています。この状況については、もう少し学校の担当教諭から話を聞きながら、詳細に分析する必要があるのではないかと思います。積極的に認知することは良いことですが、中学校では令和5年度から6年度にかけて急激に増加しており、少し気になるところです。

委員

教育に関する様々な講演会に参加させていただく機会がありますが、小学生は自分がいじめられているということを言えるが、中学生になってくると、脅されたり、更にいじめられたりといったことにより、なかなか自ら伝えることができなくなるという話を聞いたことがあります。そうなると、家でも言えず、家族も気付くことができません。そのような中、毎朝登校を見守ってくれている地域の方とのコミュニケーションの中で、自分がいじめられていると告白し、いじめが発覚したこともあったそうです。子どもたちを地域で見守り、育てる

ということは、本当に素晴らしいことだと思います。私も地域活動に積極的に携わっていきたいと思っています。

教育長

それでは、不登校についてお願いします。

事務局

令和6年度における本市の状況について報告します。全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合は、小学校でたつの市1.47%、兵庫県2.21%、全国2.33%となっており、中学校でたつの市5.43%、兵庫県7.49%、全国7.15%となっており、その推移をグラフにしています。出現率については、小中学校ともに県や国を大きく下回る結果となりました。不登校児童生徒への対応として、サポートルームの増設や学校が教育委員会と連携しながら、児童生徒に寄り添う体制が充実してきたことが、不登校の出現率の減少につながっていると考えられます。しかしながら、ここ数年の不登校については低年齢化の傾向が見られます。本市では就学前から児童に関わる情報共有に取り組んでいますが、就学後の生活習慣の確立が難しかったり、学校生活への不適應などの原因が考えられます。今後も家族との連携を密にし、児童が安心して登校できる環境づくりを進めていく必要があると考えています。次に、不登校児童生徒の状況についてです。20日以上欠席の児童生徒について、令和7年9月末時点と令和6年9月末時点で比較した表になります。小学校では0.2%の増加、中学校では0.59%の減少となっています。しかしながら、例年9月以降に不登校児童生徒数の増加が見られますので、今後の推移を注視します。次に、本市における不登校児童生徒について把握した事実になります。これは、文部科学省の実態調査の回答になりますが、小中学校ともに「生活リズムの不調に関する相談」が大きな割合を占めていました。次に、不登校等に関連するこれまでの取組についてですが、初期対応の迅速化を図るため、スクールカウンセラー9名を拠点校9校に、スクールソーシャルワーカー5名を全中学校区に配置しているほか、たつの市教育支援センターの設置による児童生徒支援、教育専門相談員や特別支援教育指導員の配置による教育相談などを実施しています。最後に、今後の対応についてですが、(1) 発達支持的児童生徒の充実として、全ての児童生徒にとって、学校が安全・安心な居場所となるための魅力ある学校づくりや分かりやすい授業の工夫を行うことが大切だと考えています。次に、(2)「チーム学校」としての支援及び多職種連携の充実として、新規不登校児童生徒数を抑制するための取組として、小さなSOSを見逃さず、早い段階でのアセスメントや教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと連携した支援を充実させるとともに、教職員が個人で対応するのではなく、「チーム学校」として現場を支援していくこととしています。長くなりましたが、以上です。

教育長

不登校について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

手厚い不登校支援の結果が不登校出現率の減少につながっており、本当に嬉しく思っています。しかしながら、数年前を振り返ると、新

型コロナウイルス感染症の影響で不登校の人数が増えたように思っていますが、現在でもその影響は何かしらあるのでしょうか。

事務局

一部の保護者、児童生徒には、必ずしも学校に行かなくても良いのではないかという気持ちの方もいるかもしれません。

教育長

新型コロナウイルス感染症が確認された初期の段階で、3か月ほどの休校の期間がありました。小学校の話になりますが、その時に入学した新入生が現在6年生で、来年中学校に入学します。学校に行きたいのに行くことができない、元々行きたくない子は行かなくても良いという経験をした児童たちですが、やはり何かしらの影響はあったのではないかと思います。教室には入りづらく、保健室や校長室で別室登校していた児童が、サポートルームが設置されたことによって、学校に行きやすくなったということも不登校出現率の減少につながっているのかもしれません。教育委員会としては、引き続き不登校対策の各種事業に積極的に取り組んでいきます。

委員

不登校生徒について把握した事実の部分についてお伺いします。このような結果を事務局としてはどのように受け止めていますでしょうか。漠然とした捉え方になりますが、これらの児童生徒は、やや勉強する意欲がない状態なのかなと感じています。それに対する教育委員会としての対応やこれまでの取組は本当によく頑張っていたと思っていますが、学校現場の教職員の負担はかなり大きいのではないのでしょうか。教育の質の向上のため、教職員に対するストレスチェックや必要なケアもお願いしたいと思っています。

事務局

ありがとうございます。ストレスチェックの話になりますが、年2回、教職員を対象に実施しています。また、授業の例で言うと、1人ではなく複数の先生で授業を実施する複数指導を取り入れたり、クラスを2つに分けての別室複数指導のほか、定例会でも話題になったチーム担任制など、以前に比べると、現在は様々な形態で子どもたちを支えていけるような体制に変わってきています。また、児童生徒の生活リズムの不調の部分については、やはり保護者との連携が必要になってきます。スクールソーシャルワーカーや児童福祉課とも連携しながら保護者相談・保護者支援の部分にも力を入れていきたいと思っています。

委員

知人の子どもの話になりますが、勉強はとてもよくできるのに、朝起きることができないという子がいました。また、思ったように手足を動かすことができず、体育が苦手だったそうです。結果的に病気であったということが分かったのですが、高校生になってバンドを組み、ドラムを担当するようになり、バンド活動を続けたいという目標を持ったことで、結果的に体調や生活リズムなども改善していったようです。資料に書かれているように、精神的に不調である原因は様々あるかと思いますが、決して無理はして欲しくないですし、保護者も無理をさせてはいけないと思います。姫路市にもたつの市にもサポート

ルームがありますが、勉強面だけではなく、児童生徒それぞれの良い部分はたくさんあろうかと思しますので、ぜひ良い面を伸ばすような支援をお願いします。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。  
ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。  
以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続きまして、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。  
ないようですので、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の開催日時の調整 >

以上で令和7年第11回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後4時40分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	喜多 敦子
委員	瀬戸 陽三
委員	大西 由香里
教育次長（兼）教育管理部長	石井 和也
教育次長（兼）教育事業部長	森本 康路
教育部参事（兼）教育環境整備課長	藪元 崇亘
教育部参事（兼）小中一貫教育推進課長	田淵 明久
教育部参事（兼）すこやか給食課長	平岡 千加子
教育事業部参事（兼）社会教育課長	小谷 英樹
教育事業部参事（兼）歴史文化財課長	新宮 義哲
教育総務課長	岩田 昌喜
学校教育課長	丸山 岳志
幼児教育課長	上田 収
人権教育推進課長	津島 威彦
スポーツ推進課長	後藤 広樹